

町村長等 ・ 議会議員 ・ 一般職 ・ 各種委員会委員等の  
報酬及び費用弁償に関する調べ

令和5年7月1日現在

熊本県町村議会議長会



# 目 次

I 町村長・議会議員等の報酬（給料）及び旅費に関する調べ	1
1 報酬（給料）	1
2 旅費	3
(1) 町 村 長	3
(2) 副 町 村 長	5
(3) 教 育 長	7
(4) 議 長	9
(5) 副 議 長	11
(6) 議 員	13
(7) 3級以上の職務にある者	15
(8) 2級～1級の職務にある者	17
II 町村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する調べ	19
(1) 教育委員会	19
(2) 選挙管理委員会	21
(3) 農業委員会	23
(4) 監査委員	25
(5) 民生委員	27
(6) 消 防 団	29
(7) 区 長	34
(8) 学 校 医	36
小 学 校	36
中 学 校	38
(9) 特別職報酬等審議会	40
(10) スポーツ推進委員	42
(11) 交通指導員	44



I 町村長・議会議員等の報酬（給料）及び旅費に関する調べ  
1 報酬（給料）

（単位：円）

郡・町村名	町 村 長		副 町 村 長		教 育 長		議 長		副 議 長		議 員		備 考
	条例額	減額条例適用後											
下城益郡 美里町	769,000		576,500		530,600		307,200		254,300		238,400		
玉名郡	玉東町	733,000			508,000		315,000		260,000		236,000		
	和水町	791,000		581,000		536,000		326,000		269,000		245,000	
	南関町	790,000		574,000		524,000		333,000		275,000		250,000	
	長洲町	750,000		550,000		500,000		334,000		276,000		251,000	
菊池郡	大津町	747,000	448,200	593,000		542,000	487,800	332,000		273,900		249,000	
	菊陽町	747,000		593,000		542,000		332,000		273,900		249,000	
阿蘇郡	南小国町	757,000				520,000		301,000		248,000		226,000	
	小国町	784,000		582,000		535,000		309,000		254,000		234,000	副町長は条例上規定はあるが欠員となっている
	産山村	650,000				490,000		260,000		213,000		194,000	
	高森町	741,900		580,400		527,200		296,700		244,800		222,500	
	南阿蘇村	763,000		580,000		530,000		310,000		256,000		233,000	減額条例はないが、減額する場合附則で掲げる
	西原村	736,000		549,000		516,000		303,000		250,000		228,000	
上益城郡	御船町	706,400		548,300		500,600		317,400		262,000		237,700	
	嘉島町	741,900				527,300		296,800		244,900		222,600	
	益城町	830,400		623,500		569,900		332,100		274,000		249,100	
	甲佐町	790,700		593,000		553,200		315,700		260,500		237,300	
	山都町	791,900		593,900		544,600		316,300		260,600		237,600	

1 報酬（給料）

（単位：円）

郡・町村名	町 村 長		副 町 村 長		教 育 長		議 長		副 議 長		議 員		備 考	
	条例額	減額条例 適用後												
八代郡 氷川町	745,000		574,000		533,000		308,000		254,000		231,000			
葦北郡	芦北町	798,000		603,000		543,000		325,000		268,000		244,000		
	津奈木町	740,000		561,000		518,000		310,000		255,000		233,000		
球磨郡	錦町	760,000		585,000		527,000		302,600		250,100		227,300		
	あさぎり町	787,000		605,000		535,000		316,000		261,000		237,000		
	多良木町	749,000		597,000		527,000		310,000		255,000		232,000		
	湯前町	774,000		601,000		528,000		298,000		246,000		225,000		
	水上村	736,000		571,000		502,000		295,100		243,300		221,400		
	相良村	682,000				506,000		281,000		232,000		211,000		
	五木村	676,000				480,000		284,000		234,000		213,000		
	山江村	740,000		568,000		509,000		289,000		238,000		216,000		
球磨村	745,000		572,000		513,000		298,000		245,000		223,000			
天草郡 苓北町	758,000		569,000		531,000		303,000		250,000		228,000			
県内平均	751,942	448,200	580,944		524,142	487,800	308,287		254,235		231,674			

2 旅費  
(1) 町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備 考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下城郡 美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	移動は基本公用車を使用 ※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円	
玉名郡	玉東町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	和水町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	南関町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,200	11,800			実費	※町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	3,600 ※1	2,600 ※2	13,100	13,100	13,100	2,600	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊池郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100			実費	※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない ※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000	1,000	12,000 ※2	10,000 ※3			実費	※1 または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 県外 ※3 県内
	小国町	30	1,000 ※1 ※2 ※3	1,000 ※2 ※3	12,000	10,000	10,000		実費	※1 沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を使用する際、別途、行動費として1日につき2,000円を支給 ※2 日当1,000円の支給は阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町の地域を除く ※3国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに土曜日、日曜日並びに1月2日、3日、12月29日、30日及び31日に、熊本市以遠の地に日帰り出張をする場合の日当は、10割増とする
	産山村	30	1,000 ※1	1,000 ※2	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、日当を県内、宿泊料を乙地方の金額とする ※3 上限5,000円とし、村内においての各種担当者等会議については、最大3,000円とする
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※3	原則実費 ※4	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内 ※3 宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※4 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※	12,000	10,000		3,000	実費	※県内の日当は、地域指定のみ支給する
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000	12,000			実費	※1 または実費 ※2 九州管内の場合は支給しない。ただし、条例で定める地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする

(1) 町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200		※	実費	※宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	2,200 ※	2,200 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	37	2,200 ※	※	13,000	12,000			実費	※熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町については支給しない
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150 ※	11,900	10,800		2,300	実費	※鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満及び公用車使用の場合は支給しない。(鉄道3km、水路2kmをそれぞれ陸路1kmとみなす)
葦北郡	芦北町	37	3,000 ※	1,500 ※	14,800	13,300		3,000	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※日帰り公用車出張は半額支給 ※町内、八代市、水俣市、芦北町及び球磨村並びに鹿児島県出水市及び伊佐市は支給しない
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	14,000	11,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない ※2 割引商品等の料金-{(宿泊料の額×泊数)×2/3}
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費 ※4	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉・球磨管内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円 ※4 航空賃(パックの場合) パック料金÷(定額運賃+条例上の宿泊料)×定額運賃÷航空賃
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、3,000円。 ※3 東京都及び熊本市を除く政令指定都市は14,000円、県外は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30	2,500 ※	※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場間の距離により変動 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(県内の額にプラス1,000円)
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内については支給しない
球磨村	37	2,200 ※1	550 ※2	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	※1 公用車を使用した場合は、1,100円 ※2 公用車を使用した場合は、275円	
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200 ※1	13,300 ※2	11,700			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

## (2) 副町村長

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城 益郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	移動は基本公用車を使用 ※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円
玉 名 郡	玉東町									
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	南関町	37	1,800 ※	1,800 ※	11,100	10,000			実費	※町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊 池 郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100	13,100		実費	※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない ※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿 蘇 郡	南小国町									
	小国町	30	1,000 ※1 ※2 ※3	1,000 ※2 ※3	12,000	10,000	10,000		実費	条例上規定はあるが、欠員となっている ※1 沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を使用する際、別途、行動費として1日につき2,000円を支給 ※2 日当1,000円の支給は阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町の地域を除く ※3国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに土曜日、日曜日並びに1月2日、3日、12月29日、30日及び31日に、熊本市以遠の地に日帰りで出張をする場合の日当は、10割増とする
	産山村									
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※3	原則実費 ※4	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内 ※3 宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※4 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※	12,000	10,000		3,000	実費	※県内の日当は、地域指定のみ支給する
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000	12,000			実費	※1 または実費 ※2 九州管内の場合は支給しない。ただし、条例で定める地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする

(2) 副町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考		
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内					
上益城郡	御船町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,000	12,500		1,800	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	嘉島町										
	益城町	37	2,300	2,300	13,600	12,700		※	実費	※宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)	
	甲佐町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	12,500			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	山都町	37	2,200 ※		※	13,000	12,000			実費	※熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町については支給しない
八代郡	氷川町	37	2,200	1,100 ※	11,400	10,300		2,200	実費	※鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満及び公用車使用の場合は支給しない。(鉄道3km、水路2kmをそれぞれ陸路1kmとみなす)	
葦北郡	芦北町	37	2,600 ※	1,300 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給	
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※日帰り公用車出張は半額支給 ※町内、八代市、水俣市、芦北町及び球磨村並びに鹿児島県出水市及び伊佐市は支給しない	
球磨郡	錦町	37	1,000 ※		※	14,000	11,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない ※2 割引商品等の料金 - { (宿泊料の額×泊数) × 2/3 }
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費 ※4	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉・球磨管内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円 ※4 航空賃(パックの場合) パック料金÷(定額運賃+条例上の宿泊料)×定額運賃÷航空賃	
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円	
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、3,000円。 ※3 東京都及び熊本市を除く政令指定都市は14,000円、県外は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額	
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円	
	相良村										
	五木村										
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000				実費	※球磨郡・人吉市内については支給しない
球磨村	37	2,200 ※1	550 ※2	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	※1 公用車を使用した場合は、1,100円 ※2 公用車を使用した場合は、275円		
天草郡	苓北町	37	2,000	1,000 ※1	11,500 ※2	10,300			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰り旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給	

## (3) 教育長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下城益郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	移動は基本公用車を使用 ※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円
玉名郡	玉東町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	南関町	37	1,800 ※	1,800 ※	11,100	10,000			実費	※町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊池郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100	13,100		実費	※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない ※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000	1,000	12,000 ※2	10,000 ※3			実費	※1 または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 県外 ※3 県内
	小国町	30	1,000 ※1 ※2 ※3	1,000 ※2 ※3	12,000	10,000	10,000		実費	※1 沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を使用する際、別途、行動費として1日につき2,000円を支給 ※2 日当1,000円の支給は阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町の地域を除く ※3国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに土曜日、日曜日並びに1月2日、3日、12月29日、30日及び31日に、熊本市以遠の地に日帰りで出張をする場合の日当は、10割増とする
	産山村	30	1,000 ※1	1,000 ※2	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、日当を県内、宿泊料を乙地方の金額とする ※3 上限5,000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3,000円とする
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※3	原則実費 ※4	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内 ※3 宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※4 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※	12,000	10,000		3,000	実費	※県内の日当は、地域指定のみ支給する
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000	12,000			実費	※1 または実費 ※2 九州管内の場合は支給しない。ただし、条例で定める地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする

(3) 教育長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備 考	
		県 外	県 内	甲 地 方	乙 地 方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,000	12,500		1,800	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,100	2,100 ※	13,500	12,500		2,100	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,300 ※1	2,300 ※1	13,600	12,700		※2	実費	※1 陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない ※2 宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,500	12,500			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	37	2,200 ※	※	13,000	12,000			実費	※熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町については支給しない
八代郡	氷川町	37	2,200	1,100 ※	11,400	10,300		2,200	実費	※鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満及び公用車使用の場合は支給しない。(鉄道3km、水路2kmをそれぞれ陸路1kmとみなす)
葦北郡	芦北町	37	2,600 ※	1,300 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※日帰り公用車出張は半額支給 ※町内、八代市、水俣市、芦北町及び球磨村並びに鹿児島県出水市及び伊佐市は支給しない
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	14,000	11,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない ※2 割引商品等の料金-{(宿泊料の額×泊数)×2/3}
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費 ※4	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉・球磨管内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円 ※4 航空賃(パックの場合) パック料金÷(定額運賃+条例上の宿泊料)×定額運賃=航空賃
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、3,000円。 ※3 東京都及び熊本市を除く政令指定都市は14,000円、県外は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30	2,500 ※	※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場間の距離により変動 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(県内の額にプラス1,000円)
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内については支給しない
球磨村	37	2,200 ※1	550 ※2	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	※1 公用車を使用した場合は、1,100円 ※2 公用車を使用した場合は、275円	
天草郡	苓北町	37	2,000	1,000 ※1	11,500 ※2	10,300			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

## (4) 議長

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城益郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	移動には基本公用車を使用 ※往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円
玉名郡	玉東町	37	2,600	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※町内は支給しない
	和水町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び委員会等の開催の際には、1日当たり1,000円の支給
	南関町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,200	11,800			実費	※町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	3,600 ※1	2,600 ※2	13,100	11,800		2,600	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100	13,100		実費	
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く ※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000	1,000	12,000 ※2	10,000 ※3			実費	※1 または実費。町内は原則支給しない ※2 県外 ※3 県内
	小国町	30		※1 ※2	12,000	10,000	10,000		実費	※1 沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を使用する際、行動費として1日につき2,000円を支給 ※2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに土曜日、日曜日並びに1月2日、3日、12月29日、30日及び31日に、熊本市以遠の地に日帰り出張をする場合の日当は、10割増とする
	産山村	30	1,000 ※1	1,000 ※2	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、日当を県内、宿泊料を乙地方の金額とする ※3 上限5,000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3,000円とする
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※3	原則実費 ※4	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内 ※3 宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※4 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※	12,000	10,000		3,000	実費	※県内の日当は、地域指定のみ支給する
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000	12,000			実費	※1 または実費 ※2 会議が4時間以内に終了した場合には、半額支給

(4) 議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備 考	
		県 外	県 内	甲 地 方	乙 地 方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200		※	実費	※宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(日当と同額)を支給
	山都町	37	2,200 ※	※	13,000	12,000			実費	※熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町については支給しない
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費	
葦北郡	芦北町	37	2,600 ※	1,300 ※	14,800	13,300		2,600	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※日帰り公用車出張は半額支給 ※町内、八代市、水俣市、芦北町及び球磨村並びに鹿児島県出水市及び伊佐市は支給しない
球磨郡	錦町	37	2,200	2,200	14,000	11,000			実費 ※	※割引商品等の料金 - { (宿泊料の額×泊数) × 2/3 }
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費 ※4	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉・球磨管内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円 ※4 航空賃(パックの場合) パック料金÷(定額運賃+条例上の宿泊料) × 定額運賃 ÷ 航空賃
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,600 ※2	1,600 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、3,000円。 ※3 東京都及び熊本市を除く政令指定都市は14,000円、県外は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30	2,500 ※	1,500 ※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場間の距離により変動 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(議員の額にプラス1,000円)
	山江村	30	2,200	2,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内の場合は1,000円
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200 ※1	13,300 ※2	11,700			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

## (5) 副議長

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城益郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	移動には基本公用車を使用 ※往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円
玉名郡	玉東町	37	2,200	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※町内は支給しない
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び委員会等の開催の際には、1日当り1,000円の支給
	南関町	37	1,800 ※	1,800 ※	11,100	10,000			実費	※町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100	13,100		実費	
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000	1,000	12,000 ※2	10,000 ※3			実費	※1 または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 県外 ※3 県内
	小国町	30		※1 ※2	12,000	10,000	10,000		実費	※1 沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際、行動費として1日につき2,000円を支給する ※2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに土曜日、日曜日並びに1月2日、3日、12月29日、30日及び31日に、熊本市以遠の地に日帰り出張をする場合の日当は、10割増とする
	産山村	30	1,000 ※1	1,000 ※2	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、日当を県内、宿泊料を乙地方の金額とする ※3 上限5,000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3,000円とする
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※3	原則実費 ※4	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内 ※3 宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※4 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※	12,000	10,000		3,000	実費	※県内の日当は、地域指定のみ支給する
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000	12,000			実費	※1 または実費 ※2 会議が4時間以内に終了した場合には、半額支給

## (5) 副議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200		※	実費	※宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(日当と同額)を支給
	山都町	37	2,200 ※		※	13,000	12,000			実費
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費	
葦北郡	芦北町	37	2,200 ※	1,100 ※	13,100	11,800		2,200	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※日帰り公用車出張は半額支給 ※町内、八代市、水俣市、芦北町及び球磨村並びに鹿児島県出水市及び伊佐市は支給しない
球磨郡	錦町	37	2,200	2,200	14,000	11,000			実費 ※	※割引商品等の料金 - { (宿泊料の額×泊数) × 2/3 }
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費 ※4	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉・球磨管内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円 ※4 航空賃(パックの場合) パック料金÷(定額運賃+条例上の宿泊料)×定額運賃÷航空賃
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,600 ※2	1,600 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30	2,500 ※	1,500 ※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場間の距離により変動 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(県内の額にプラス1,000円)
	山江村	30	2,200	2,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内の場合は1,000円
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200 ※1	13,300 ※2	11,700			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

## (6) 議員

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城益郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	移動には基本公用車を使用 ※往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円
玉名郡	玉東町	37	2,200	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※町内は支給しない
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び委員会等の開催の際には、1日当たり1,000円の支給
	南関町	37	1,800 ※	1,800 ※	11,100	10,000			実費	※町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100	13,100		実費	
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く ※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000	1,000	12,000 ※2	10,000 ※3			実費	※1 または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 県外 ※3 県内
	小国町	30		※1 ※2	12,000	10,000	10,000		実費	※1 沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際、行動費として1日につき2,000円を支給する ※2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに土曜日、日曜日並びに1月2日、3日、12月29日、30日及び31日に、熊本市以遠の地に日帰りで出張をする場合の日当は、10割増とする
	産山村	30	1,000 ※1	1,000 ※2	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、日当を県内、宿泊料を乙地方の金額とする ※3 上限5,000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3,000円とする
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※3	原則実費 ※4	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内 ※3 宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※4 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※	12,000	10,000		3,000	実費	※県内の日当は、地域指定のみ支給する
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000	12,000			実費	※1 または実費 ※2 会議が4時間以内に終了した場合には、半額支給

(6) 議員

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (一夜につき)			食卓料	航空賃	備 考	
		県 外	県 内	甲 地 方	乙 地 方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200		※	実費	※宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(日当と同額)を支給
	山都町	37	2,200 ※	※	13,000	12,000			実費	※熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町については支給しない
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費	
葦北郡	芦北町	37	2,200 ※	1,100 ※	13,100	11,800		2,200	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※日帰り公用車出張は半額支給 ※町内、八代市、水俣市、芦北町及び球磨村並びに鹿児島県出水市及び伊佐市は支給しない
球磨郡	錦町	37	2,200	2,200	14,000	11,000			実費 ※	※割引商品等の料金 - { (宿泊料の額×泊数) × 2/3 }
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費 ※4	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉・球磨管内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円 ※4 航空賃(パックの場合) パック料金÷(定額運賃+条例上の宿泊料)×定額運賃÷航空賃
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,600 ※2	1,600 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30	2,600 ※	1,600 ※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場間の距離により変動(議員は複数人のため平均値を採用) 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(県内の額にプラス1,000円)
	山江村	30	2,200	2,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内の場合は1,000円
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200 ※1	13,300 ※2	11,700			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

## (7) 3級以上の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下城益郡	美里町	37	2,200	2,200 ※	11,000	10,500		1,700	実費	移動は基本公用車を使用 ※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円	
玉名郡	玉東町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	南関町	37	1,700 ※	1,700 ※	10,900	9,800			実費	※町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない	
	長洲町	37	3,000 ※1	2,200 ※2	10,900	9,800		2,200	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する	
菊池郡	大津町	37	2,200		10,900	10,900			実費		
	菊陽町	37	2,200	2,200 ※1	10,900	10,900		2,200	実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす	
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000	1,000	12,000 ※2	10,000 ※3			実費	※1 または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 県外 ※3 県内	
	小国町	30	1,000 ※1 ※2 ※3	1,000 ※2 ※3	12,000	10,000	10,000			実費	※1 沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際、行動費として1日につき2,000円を支給する ※2 日当1,000円の支給は阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町の地域を除く ※3 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに土曜日、日曜日並びに1月2日、3日、12月29日、30日及び31日に、熊本市以遠の地に日帰り出張をする場合の日当は、10割増とする
	産山村	30	1,000 ※1	—	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、乙地方の金額とする ※3 上限5,000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3,000円とする	
	高森町	37 ※1	2,400	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※3	原則実費 ※4	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内 ※3 宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※4 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給	
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※	12,000	10,000		3,000	実費	※県内の日当は、地域指定のみ支給する	
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000	12,000			実費	※1 または実費 ※2 条例で定める地域に旅行する場合は、日当は支給しない。ただし、当該地域に旅行し、宿泊を要する場合は日当の半額を支給	

(7) 3級以上の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備 考	
		県 外	県 内	甲 地 方	乙 地 方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	1,900 ※	1,900 ※	13,000	12,000		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,000	2,000 ※	13,000	12,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,200 ※1	2,200 ※1	13,000	12,000		※2	実費	※1 陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない ※2 宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	13,000	12,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	37	2,200 ※	※	13,000	12,000			実費	※熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町については支給しない
八代郡	氷川町	37	2,100	1,050 ※	10,900	9,800		2,100	実費	※鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満及び公用車使用の場合は支給しない。(鉄道3km、水路2kmをそれぞれ陸路1kmとみなす)
葦北郡	芦北町	37	2,200 ※	1,100 ※	13,100	11,800		2,200	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※日帰り公用車出張は半額支給 ※町内、八代市、水俣市、芦北町及び球磨村並びに鹿児島県出水市及び伊佐市は支給しない
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	13,000	10,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない ※2 割引商品等の料金 - {(宿泊料の額×泊数) × 2/3}
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費 ※4	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉・球磨管内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円 ※4 航空賃(パックの場合) パック料金÷(定額運賃+条例上の宿泊料) × 定額運賃 = 航空賃
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	5,800	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30	2,500 ※	※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場間の距離により変動 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(議員の額にプラス1,000円)
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内については支給しない
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,000	1,000 ※1	10,900 ※2	9,800			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

## (8) 2級～1級の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備 考	
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下城益郡	美里町	37	2,200	2,200 ※	11,000	10,500		1,700	実費	移動は基本公用車を使用 ※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円	
玉名郡	玉東町	37	1,900 ※	1,900 ※	10,900	9,800		1,900	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	南関町	37	1,400 ※	1,400 ※	9,800	9,800			実費	※町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない	
	長洲町	37	2,500 ※1	1,900 ※2	10,000	8,800		1,900	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する	
菊池郡	大津町	37	2,200		10,900	10,900			実費		
	菊陽町	37	2,200	2,200 ※1	10,900	10,900		2,200	実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く ※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす	
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000	1,000	12,000 ※2	10,000 ※3			実費	※1 または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 県外 ※3 県内	
	小国町	30	1,000 ※1 ※2 ※3	1,000 ※2 ※3	12,000	10,000	10,000			実費	※1 別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。 ※2 日当1,000円の支給は阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町の地域を除く ※3 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに土曜日、日曜日並びに1月2日、3日、12月29日、30日及び31日に、熊本市以遠の地に日帰り出張をする場合の日当は、10割増とする
	産山村	30	1,000 ※1	—	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、乙地方の金額とする ※3 上限5,000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3,000円とする	
	高森町	37 ※1	2,400	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※3	原則実費 ※4	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内 ※3 宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※4 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給	
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※	12,000	10,000		3,000	実費	※県内の日当は、地域指定のみ支給する	
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000	12,000			実費	※1 または実費 ※2 条例で定める地域に旅行する場合は、日当は支給しない。ただし、当該地域に旅行し、宿泊を要する場合は日当の半額を支給	

(8) 2級～1級の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備 考		
		県 外	県 内	甲 地 方	乙 地 方	町村の区域内					
上益城郡	御船町	37	1,900 ※	1,900 ※	13,000	12,000		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	嘉島町	37	2,000	2,000 ※	13,000	12,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	益城町	37	2,200 ※1	2,200 ※1	13,000	12,000		※2	実費	※1 陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない ※2 宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)	
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	13,000	12,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	山都町	37	2,200 ※		※	13,000	12,000		実費	※熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町については支給しない	
八代郡	氷川町	37	2,100	1,050 ※	10,900	9,800		2,100	実費	※鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満及び公用車使用の場合は支給しない。(鉄道3km、水路2kmをそれぞれ陸路1kmとみなす)	
葦北郡	芦北町	37	2,000 ※	1,000 ※	10,900	9,800		2,000	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給	
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※日帰り公用車出張は半額支給 ※町内、八代市、水俣市、芦北町及び球磨村並びに鹿児島県出水市及び伊佐市は支給しない	
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1		※1	13,000	10,000		実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない ※2 割引商品等の料金 - { (宿泊料の額×泊数) × 2/3 }	
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費 ※4	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉・球磨管内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円 ※4 航空賃(パックの場合) パック料金÷(定額運賃+条例上の宿泊料)×定額運賃=航空賃	
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	5,800	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円	
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額	
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円	
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費		
	五木村	30	2,500 ※		※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場間の距離により変動 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(県内の額にプラス1,000円)
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内については支給しない	
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費		
天草郡	苓北町	37	2,000	1,000 ※1	10,900 ※2	9,800			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給	

## Ⅱ 町村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する調べ

### (1) 教育委員会

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額			費 用 弁 償 ( 日 当 額 )	備 考
	年額としている場合	月額としている場合	日額としている場合		
下益城郡 美里町	141,000			2,000 ※	※半日当：1,000円 ※往復20km未満の場合は1,000円
玉名郡	玉東町	148,000		1,100 ※	※町外2,200円
	和水町		5,800	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南関町		5,500 ※1	1,800 ※2	※1 4時間以下の場合2分の1の額 ※2 町内600円
	長洲町	156,000		500	
菊池郡	大津町	220,000		2,200	
	菊陽町	220,000		2,200	
阿蘇郡	南小国町	141,000		1,000	
	小国町	268,000		2,000	
	産山村	140,000		1,000	
	高森町	153,000			※ ※職員規定に準ずる。ただし県内日当(管内を含む)は2,000円とする
	南阿蘇村	189,000		2,000	
	西原村	137,000		2,200	

(1) 教育委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額			費用弁償 (日当額)	備考	
	年額としている場合	月額としている場合	日額としている場合			
上益城郡	御船町			7,100	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	171,200			2,000	
	益城町			7,100	2,200	
	甲佐町			6,300	1,500	
	山都町	173,000			2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町は1,100円
八代郡	氷川町			5,200	900	
葦北郡	芦北町		13,300		500	
	津奈木町		13,000		500	
球磨郡	錦町	93,100			1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は500円
	あさぎり町	153,000			1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円
	多良木町	180,000			1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町			5,100	1,600 ※	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する
	水上村	152,000			1,700	
	相良村			4,800	1,200	
	五木村	183,000			1,500 ※	※自宅から役場までの距離により変動(距離区分の平均値で算出)
	山江村			4,300	1,700	
	球磨村			4,900	1,000	
天草郡	苓北町	168,000			1,000	

## (2) 選挙管理委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員				
下益城郡 美里町	108,000	89,000					2,000 ※	2,000 ※	※半日当：1,000円 ※往復20km未満の場合は1,000円	
玉名郡	玉東町					6,000 ※1	5,800 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	※1 4時間以内は半額を支給 ※2 町外2,200円
	和水町	103,000	94,000					2,200 ※	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南関町					5,700 ※1	5,500 ※1	1,800 ※2	1,800 ※2	※1 4時間以下の場合2分の1の額 ※2 町内600円
	長洲町					4,000	4,000	500	500	
菊池郡	大津町					4,100	4,000	2,200	2,200	
	菊陽町					4,100	4,000	2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町	95,000	81,000					1,000	1,000	
	小国町	112,000	107,000					2,000	2,000	
	産山村	100,000	85,000					1,000	1,000	
	高森町	123,000	115,000					※	※	※職員規定に準ずる。ただし県内日当(管内を含む)は2,000円とする
	南阿蘇村	110,000	105,000					2,000	2,000	
	西原村	89,000	71,000					2,200	2,200	

(2) 選挙管理委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員				
上益城郡	御船町					7,300	7,100	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町					6,300	6,100	2,000	2,000	
	益城町					7,400	7,100	2,200	2,200	
	甲佐町					6,500	6,300	1,500	1,500	
	山都町					6,800	6,500	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町は1,100円
八代郡	氷川町					5,500	5,200	900	900	
葦北郡	芦北町					6,500	6,000	500	500	
	津奈木町					6,000	5,500	500	500	
球磨郡	錦町					4,500	4,300	1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は500円
	あさぎり町					4,600	4,300	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円
	多良木町					4,200	4,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町					5,300	5,100	1,600 ※	1,600 ※	※選挙当日は、7,500円。宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する
	水上村					5,100	4,800	1,700	1,700	
	相良村					4,800	4,600	1,200	1,200	
	五木村					4,700	4,500	1,500 ※	1,700 ※	※自宅から役場までの距離により変動(距離区分の平均値で算出)
	山江村					4,700	4,500	1,700	1,700	
	球磨村					4,900	4,500	1,000	1,000	
天草郡	苓北町	124,000	115,000					1,000	1,000	

## (3) 農業委員会

(単位：円)

郡・町村名		報酬額 (基本給)									費用弁償			備考	
		年額としている場合			月額としている場合			日額としている場合			(日当額)				
		会長	副会長	委員	会長	副会長	委員	会長	副会長	委員	会長	副会長	委員		
下益城郡	美里町	252,000	222,000 ※1	222,000								2,000 ※2	2,000 ※2	2,000 ※2	※1 会長職務代理者 ※2 往復20km未満の場合は1,000円 半日当：1,000円 ・農地利用最適化推進委員 年額：100,000円 活動実績日額：3,600円 (半日：1,800円)
玉名郡	玉東町	230,000 ※1	190,000 ※1	170,000 ※1								1,100 ※2	1,100 ※2	1,100 ※2	※1 年額報酬に、町長が活動に応じて別に定める額を加えた額 ※2 町外2,200円
	和水町	243,600 ※	201,600 ※	201,600 ※								2,200	2,200	2,200	※報酬額に活動及び成果に応じて予算の範囲内で町長が定める額を加えた額
	南関町	200,000		170,000								1,800 ※		1,800 ※	※町内600円
	長洲町	165,000 ※	155,000 ※	155,000 ※								500	500	500	※活動及び成果に応じて予算の範囲内で町長が定める額を加えた額
菊池郡	大津町	240,000 ※	230,000 ※	220,000 ※								2,200	2,200	2,200	※能率給 予算の範囲内で町長が定める額
	菊陽町				25,000 ※	20,000 ※	19,000 ※					2,200	2,200	2,200	※基準報酬月額に、活動及び成果実績に応じて町長が別に定める額を加算した額
阿蘇郡	南小国町	202,000	192,000	182,000								1,000	1,000	1,000	
	小国町	260,000 ※1	255,000 ※1 ※2	250,000 ※1								2,000	2,000	2,000	※1 別途能力給として予算の範囲内で町長が定める額を報酬額として支払っている ※2 副会長ではなく職務代理者
	産山村	202,000	192,000	182,000								1,000	1,000	1,000	
	高森町	202,000	192,000	182,000								※	※	※	※職員規定に準ずる。ただし県内日当(管内を含む)は2,000円とする
	南阿蘇村	300,000	250,000	250,000								2,000	2,000	2,000	
	西原村	202,000	192,000	182,000								2,200	2,200	2,200	

(3) 農業委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額 (基本給)									費用弁償 (日当額)			備考	
	年額としている場合			月額としている場合			日額としている場合			会長	副会長	委員		
	会長	副会長	委員	会長	副会長	委員	会長	副会長	委員					
上益城郡	御船町	250,000	225,000	225,000						1,900 ※	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	嘉島町	275,000		250,000						2,000		2,000		
	益城町	286,600 ※		255,600 ※						2,200		2,200	※報酬額は基本給。能率給は予算の範囲内で町長が定める額。農地利用最適化推進委員会 基本給年額230,000円	
	甲佐町	252,000 ※	226,800 ※	226,800 ※						1,500	1,500	1,500	農地利用最適化推進委員 ・報酬年額226,800円 ・費用弁償日額1,500円 ※報酬額は基本給であり、能率給については、予算の範囲内で町長が定める額を支給。	
	山都町	265,000	240,000	240,000						2,200 ※	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町は1,100円	
八代郡	水川町	241,000 ※	205,800 ※	205,800 ※						900	900	900	※報酬額は基本額。能率給は予算の範囲内で町長が別に定める額。	
葦北郡	芦北町				26,500 ※	20,600 ※	19,600 ※				500	500	500	※別途能率給として予算の範囲内で町長が定める額を支給。
	津奈木町				23,700 ※	16,500 ※	16,500 ※				500	500	500	※報酬額は基本給。能率給は予算の範囲内で町長が定める額。
球磨郡	錦町	960,700 ※1	926,400 ※1	920,500 ※1						1,000 ※2	1,000 ※2	1,000 ※2	※1 報酬額以内で町長が別に定める ※2 職務従事が4時間以内の場合は500円	
	あさぎり町	344,000 ※1	316,000 ※1	300,000 ※1						1,100 ※2	1,100 ※2	1,100 ※2	※1 報酬額は基本給。予算の範囲内で町長が定める額 ※2 人吉市及び球磨郡以外は2,200円	
	多良木町	1,141,000 ※1	1,075,000 ※1	1,069,000 ※1						1,500 ※2	1,500 ※2	1,500 ※2	※1 以内で町長が別に定める額 ※2 九州外 2,000円	
	湯前町	328,000	295,000	281,000						1,600 ※	1,600 ※	1,600 ※	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する	
	水上村	270,000	237,000	226,000						1,700	1,700	1,700		
	相良村	274,000 ※	253,000 ※	242,000 ※						1,200	1,200	1,200	※能率給は予算の範囲内で村長が定める額	
	五木村	272,000	236,000	217,000						1,500 ※	1,700 ※	1,850 ※	※自宅から役場までの距離により変動 (距離区分の平均値で算出)	
	山江村	275,000	247,000	225,000						1,700	1,700	1,700		
	球磨村	298,000	245,000	223,000						1,000	1,000	1,000		
天草郡	苓北町	183,000 ※1	168,000 ※1 ※2	168,000 ※1						1,000	1,000	1,000	※1 活動に応じて能率給が別途支給される (予算の範囲内で町長が定める額) ※2 会長職務代理者	

## (4) 監査委員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		識見	議選		
	識見	議選	識見	議選	識見	議選				
下益城郡 美里町	270,000	196,000					2,400 ※	2,400 ※	※往復20km未満は1,200円。会議の場合2,100円(半日は1,050円)	
玉名郡	玉東町					7,500 ※1	6,900 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	※1 4時間以内は半額を支給 ※2 町外2,200円
	和水町					7,500	6,900	2,200 ※	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南関町					7,500 ※1	6,900 ※1	1,800 ※2	1,800 ※2	※1 4時間以下の場合2分の1の額 ※2 町内600円
	長洲町					7,500	6,900	500	500	
菊池郡	大津町					7,100	7,100	2,200	2,200	
	菊陽町					7,100	7,100	2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町					6,000	5,200	1,000	1,000	
	小国町	300,000	230,000					2,000	2,000	
	産山村	200,000	160,000					1,000	1,000	
	高森町		213,000			6,400		※	※	※町長等の旅費規程に準ずる
	南阿蘇村	300,000	250,000					2,000	2,000	
	西原村	230,000	165,000					2,200	2,200	

(4) 監査委員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		識見	議選		
	識見	議選	識見	議選	識見	議選				
上益城郡	御船町					7,300	7,100	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町					6,600	6,600	2,200	2,200	
	益城町					7,400	7,100	2,200	2,200	
	甲佐町					7,000 ※	6,800 ※	1,500	1,500	※4時間以内半額支給
	山都町					7,000	6,900	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町は1,100円
八代郡	氷川町					7,800	6,300	950	950	
葦北郡	芦北町					7,900	6,100	500	500	
	津奈木町					8,800	6,000	500	500	
球磨郡	錦町					6,800	5,800	1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は500円
	あさぎり町					12,000	5,800	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円
	多良木町					12,000	6,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町					12,000	5,300	1,600 ※	1,600 ※	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する
	水上村					12,000	5,800	1,700	1,700	
	相良村					7,000	5,400	1,200	1,200	
	五木村					12,000	6,000	1,920 ※1	1,500 ※2	※1 自宅からの往復距離×30円/km ※2 自宅から役場までの距離により変動(記載は現監査委員)
	山江村					10,000	5,800	1,700	1,700	
	球磨村					7,000	6,000	1,000	1,000	
天草郡	苓北町					8,400 ※	7,400 ※	1,000	1,000	※半日の場合 識見：4,500円 議選：4,000円

## (5) 民生委員

(単位：円)

郡・町村名	民生委員協議会への活動費等(年額)				費用弁償 (日当額)	備 考
	助成金としている場合	補助金としている場合	委託料としている場合	その他		
下益城郡 美里町		432,000 ※1			2,000 ※2	※1 その他事業補助金：144,000円 ※2 半日の場合1,000円
玉名郡	玉東町			1,961,000 ※		※民生委員児童委員協議会へ支給
	和水町			2,937,000 ※		※民生委員児童委員協議会へ支給
	南関町			2,618,000 ※		
	長洲町		2,699,000			
菊池郡	大津町		4,796,000 ※		2,200	※民生委員児童委員協議会へ支払い
	菊陽町		4,587,000 ※			※民生委員児童委員協議会へ支給
阿蘇郡	南小国町		1,816,000			
	小国町	49,000			2,000	別途、民生委員協議会補助金 1,000,000円
	産山村		600,000		1,000	
	高森町	88,000			2,000	民生委員協議会へ5,576,570円助成
	南阿蘇村	340,000			2,000	
	西原村		460,000 ※			2,200

(5) 民生委員

(単位：円)

郡・町村名	民生委員協議会への活動費等（年額）				費用弁償 （日当額）	備 考
	助成金としている場合	補助金としている場合	委託料としている場合	そ の 他		
上 益 城 郡	御船町		4,151,000			
	嘉島町		2,085,000			
	益城町		3,750,000			※民生児童委員協議会へ支給
	甲佐町		3,711,150			
	山都町	8,000,000				
八 代 郡	氷川町		2,396,200			
葦 北 郡	芦北町		8,937,000			
	津奈木町		1,448,000			
球 磨 郡	錦町		1,600,000			
	あさぎり町		4,243,000 ※			※民生委員児童委員協議会へ
	多良木町		3,437,000			
	湯前町		1,900,000			
	水上村				60,000 ※	1,500 ※報償費として支出
	相良村		1,480,000 ※			※運営補助金
	五木村	1,100,000				1,800 ※※助成金に含まれている。平均値を記載
	山江村		1,684,000 ※			※民生委員児童委員協議会へ
	球磨村	1,720,000 ※				※助成金の中から活動費を支出
大 草 郡	苓北町		800,000			

## (6) 消防団

(単位：円)

郡・町村名		報 酬 額							出 動 手 当 等 ぎ							備 考	
		年 額							1 回 に つ き								
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員		
下 益 城 郡	美 里 町	137,000	97,000	67,000	52,000	42,000	42,000	36,500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	出動報酬は全階級 1回(2時間以内)：2,000円 1回(半日)：4,000円 1回(1日)：8,000円
玉 名 郡	玉 東 町	133,100	98,400	72,800	45,500			36,500	※	※	※	※					※出動報酬 2時間以下2,000円 2時間超4時間以下 4,000円 4時間超6時間以下 6,000円 6時間超 8,000円
	和 水 町	145,700	103,200	85,900	65,200	42,000	37,000	36,500	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	※出動報酬 出動時間2時間毎に支給 出動2時間以下2,000円 出動2時間～4時間以下4,000円 出動4時間～6時間以下6,000円 出動6時間～8時間以下8,000円
	南 関 町	182,000	115,000	96,000	74,500	47,600	37,000	36,500	1,800 ※	1,800 ※	1,800 ※	1,800 ※	1,800 ※	1,800 ※	1,800 ※	1,800 ※	※町内600円。団員が職務に 従事した場合及び公務のため 旅行した場合(風水災害、警 戒、訓練等のために出務した ときを除く)には費用弁償を 支給する
	長 洲 町	146,300	99,300	72,100	45,500	37,000	37,000	36,500	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	※出動時間によって異なる 6時間以上…8,000円 4時間以上6時間未満…6,000円 2時間以上4時間未満…4,000円 2時間未満…2,000円 また、費用弁償は日額500円
菊 池 郡	大 津 町	130,000	91,000	69,000	45,500	39,000	37,000	36,500	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	出動報酬 出動2時間以下2,000円 出動2時間超4時間以下4,000円 出動4時間超6時間以下6,000円 出動6時間超8,000円
	菊 陽 町	130,000	91,000	69,100	45,500	39,000	37,000	36,500	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	出動報酬(1日当たり) 2時間以内 2,000円 2時間超4時間以内 4,000円 4時間超6時間以内 6,000円 6時間超 8,000円





(6) 消防団

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額							出 動 手 当 等						備 考		
	年 額							1 回 に つ き								
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長		団 員	
球  磨  郡	錦 町	114,000 ※1	94,000 ※1	62,000 ※1		43,000 ※1	37,000 ※1	36,500 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	1,000 ※2		1,000 ※2	1,000 ※2	1,000 ※2	※1 出動報酬（1日につき） ①災害出動（水火災等） 2時間未満2,000円 4時間未満4,000円 6時間未満6,000円 6時間以上8,000円 ②その他の出動（式典・訓練） 2時間未満1,000円 4時間未満2,000円 4時間以上3,500円 ※2 職務従事が4時間以内の場合500円
	あさぎり町	116,000	94,000 ※1	73,000	52,000	46,000	39,000	37,000	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※1 副団長の下に「指揮隊長」報酬額82,000円 ※2 出場報酬（災害及び行方不明者の捜索） 2,000円（1回につき） 1回の従事時間が2時間を超えるときは、以後2時間までごとに2,000円を加算 費用弁償は、災害及び行方不明者の捜索、警戒・訓練等の場合は、1回につき1,100円
	多良木町	116,000	94,000	73,000		46,000	39,000	37,000	2,000 ※1 ※2 ※3	2,000 ※1 ※2 ※3	2,000 ※1 ※2 ※3		2,000 ※1 ※2 ※3	2,000 ※1 ※2 ※3	2,000 ※1 ※2 ※3	※1 1日の従事時間が2時間を超える時は、以後2時間ごとに2,000円の出動報酬を加算して支給 ※2 警戒、訓練等の職務に従事する場合には、1日につき1,500円の出動報酬を支給 ※3 公務のため旅行した場合又は会議の招集に応じた場合は、費用弁償1,500円支給する。（九州外は2,000円）
	湯前町	116,000	94,000	73,000	57,000	46,000	39,000	37,000	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※

(6) 消防団

(単位：円)

郡・町村名		報 酬 額							出 動 手 当 等 額							備 考	
		年 額							1 回 に つ き								
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員		
球 磨 郡	水 上 村	116,000	94,000	73,000	52,000	46,000	39,000	37,000	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	※火災・風水害・捜索・警戒・訓練の場合、1回の出動時間が2時間までの場合2,000円 以後2時間までごとの加算額2,000円
	相 良 村	116,000	85,000	62,000	47,500	47,500	38,500	36,500	※	※	※	※	※	※	※	※	※2時間未満 2,000円 4時間未満 4,000円 6時間未満 6,000円 6時間以上 8,000円
	五 木 村	130,000	100,000	80,000	45,000	45,000	40,000	37,000	8,000 ※	8,000 ※	8,000 ※	8,000 ※	8,000 ※	8,000 ※	8,000 ※	8,000 ※	※半日は4,000円
	山 江 村	116,000	86,000	63,000	45,500	37,000	37,000	36,500	※	※	※	※	※	※	※	※	※出動時間 2時間以下 2,000円 2時間以上4時間以下 4,000円 4時間以上 8,000円
	球 磨 村	120,000	95,000	65,000	50,000	45,000	37,000	36,500	※	※	※	※	※	※	※	※	※1回につき 2時間まで 2,000円 2時間を越えて4時間まで 4,000円 4時間を越えて6時間まで 6,000円 6時間を越える場合 8,000円
天 草 郡	苓 北 町	118,000	95,000	70,000	56,000	47,000	39,000	36,500	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	(報酬額) 班付班長報酬額(年額)：37,500円 機能別団員報酬額(年額)10,000円  ※水火災出動、人命捜索等出動は1日8,000円(半日4,000円) 訓練出動は2,100円



## (7) 区長

(単位：円)

郡・町村名	支給方法			支払額						費用弁償 (日当額)	備考			
	委託料	謝礼金 (報償金)	補助金	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合						
				均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)					
上益城郡	御船町	○			※	2,200						※100戸以下 125,000円、101戸～200戸 132,300円、201戸以上139,700円		
	嘉島町	○				215,000	1,720							
	益城町	○				190,000	1,500				2,200			
	甲佐町	○				144,400	2,700				※	※委託契約のため、報酬及び費用弁償は発生しない		
	山都町											平成28年4月1日より区長への報酬及び費用弁償は無し		
八代郡	氷川町	○				180,000	3,000							
葦北郡	芦北町		○					16,300	※	186	※		※均等割(50%)、世帯割(45%)、遠距離(5%)：428円/km	
	津奈木町	○				180,000	※	1,800	※			500	※距離割(1点当り1,800円)役場からの距離に応じ3点～9点	
球磨郡	錦町	○				262,350	576							
	あさぎり町	○					※1			※1		1,100	※2	※1 平等割：世帯区分により280,000～560,000円 均等割(1戸)：戸数区分により1,800～300円 ※2 費用弁償について、人吉市及び球磨郡以外は2,200円支給
	多良木町	○				273,650	※			※			※平均委託料 年額：421,000円。全体予算の6.5割を均等割、3.5割を世帯割として配分	
	湯前町	○				294,030	1,144					1,600	※2	
	水上村	○				273,000						1,600		※甲地区2,500円、乙地区2,300円
	相良村	○				169,500								※世帯数により変動あり。支払う年度の10月1日における世帯数により決定する
	五木村	○				200,000	※1	1,750	※1	※2		1,800	※3	※1 委託料総額 5,436,000円で均等割世帯割の按分にて支給。 ※2 世帯割には集落が密集度により1,500円～2,500円となるため、平均値を記載。費用弁償もこの中に含まれる。 ※3 費用弁償は平均値。
	山江村	○				203,000	1,000							
	球磨村	○					※					1,000		※世帯(戸数)割に応じて支給 50戸以下150,000円、100戸以下175,000円、150戸以下200,000円、151戸以上225,000円
天草郡	苓北町			○		200,900	※		※			1,000	区長報酬として支給 ※年額(平均)287,000円(平等割7割、戸数割3割)	

(8) 学校医 (小学校)

(単位:円)

郡・町村名		報酬額						費用弁償 (日当額)		備考
		年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医師	歯科医	
		医師	歯科医	医師	歯科医	医師	歯科医			
下益城郡	美里町	252,000 ※1	252,000 ※2					2,000	2,000	※1 年額+90円×児童(生徒)数 ※2 年額+70円×児童(生徒)数
玉名郡	玉東町	163,000	163,000					1,100 ※	1,100 ※	※町外2,200円。職務を行うために出勤したときは、1日につき10,000円
	和水町	163,000	149,000					2,200	2,200	
	南関町	163,000	149,000					1,800 ※	1,800 ※	※町内600円。職務を行うために出勤した時の日当は、1日につき10,000円
	長洲町	167,600	167,600					10,000	10,000	
菊池郡	大津町	182,000	182,000					10,000	10,000	
	菊陽町	182,000	182,000					10,000	10,000	
阿蘇郡	南小国町	222,000 ※	222,000 ※					1,000	1,000	※1校につき
	小国町	200,000	200,000					10,000	10,000	
	産山村	220,000	220,000					1,000	1,000	小中一貫校のため、併せて1校となる
	高森町	84,000 ※1	84,000 ※1					※2	※2	※1 定額(84,000円)に児童・生徒数割が加算。定額÷町内全児童(生徒)数×担当児童(生徒)数 ※2 (年額)学校医 29,760円 (年額)歯科医 20,000円
	南阿蘇村	176,000	176,000					2,000	2,000	
	西原村	219,000	219,000					2,200	2,200	検診1回につき10,000円支給

## (8) 学校医 (小学校)

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医師	歯科医		
	医師	歯科医	医師	歯科医	医師	歯科医				
上益城郡	御船町	217,500	217,500					10,000	10,000	
	嘉島町	203,300 ※	203,300 ※					10,000	10,000	※1校につき
	益城町	222,000	222,000					10,000	10,000	
	甲佐町	200,000	200,000					10,000 ※	10,000 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	163,000	163,000					11,000	11,000	※1校につき
八代郡	氷川町	173,500	173,500					2,800	2,800	
葦北郡	芦北町	150,000	120,000					13,700 ※	13,700 ※	※費用弁償は町長が定める額
	津奈木町	150,000	120,000					14,200 ※	14,200 ※	※費用弁償は町長が定める額
球磨郡	錦町	250,920 ※	223,380 ※					6,120	6,120	※1校につき
	あさぎり町	250,920	223,380					6,120	6,120	
	多良木町	223,380 ※	223,380					6,120	6,120	※内科医 250,920円
	湯前町	250,920	223,380					6,120	6,120	
	水上村	23,380 ※	223,380 ※					6,120	6,120	※内科医のみ250,920円
	相良村							※	※	※村長が定める額
	五木村	223,000 ※					16,000 ※			※内科・歯科については、村診療所(人吉医療センター指定管理)で対応。他科目医療については、近隣市町村の医師で対応
	山江村	250,920	223,380					6,120	6,120	
	球磨村	250,920	223,380					10,000	10,000	
天草郡	苓北町	172,000 ※	172,000 ※					1,000	1,000	※一校あたり

(8) 学校医 (中学校)

(単位：円)

郡・町村名		報酬額						費用弁償 (日当額)		備考
		年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医師	歯科医	
		医師	歯科医	医師	歯科医	医師	歯科医			
下益城郡	美里町	252,000 ※1	252,000 ※2					2,000	2,000	※1 年額+90円×児童(生徒)数 ※2 年額+70円×児童(生徒)数
玉名郡	玉東町	163,000	163,000					1,100 ※	1,100 ※	※町外2,200円。職務を行うために出勤したときは、1日につき10,000円
	和水町	163,000	149,000					2,200	2,200	
	南関町	163,000	149,000					1,800 ※	1,800 ※	※町内600円。職務を行うために出勤した時の日当は、1日につき10,000円
	長洲町	167,600	167,600					10,000	10,000	
菊池郡	大津町	182,000	182,000					10,000	10,000	
	菊陽町	182,000	182,000					10,000	10,000	
阿蘇郡	南小国町	222,000 ※	222,000 ※					1,000	1,000	※1校につき
	小国町	200,000	200,000					10,000	10,000	
	産山村	220,000	220,000					1,000	1,000	小中一貫校のため、併せて1校となる
	高森町	84,000 ※1	84,000 ※1					※2	※2	※1 定額(84,000円)に児童・生徒数割が加算。定額÷町内全児童(生徒)数×担当児童(生徒)数 ※2 (年額)学校医 29,760円 (年額)歯科医 20,000円
	南阿蘇村	176,000	176,000					2,000	2,000	
	西原村	219,000	219,000					2,200	2,200	検診1回につき10,000円支給

## (8) 学校医 (中学校)

(単位:円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医師	歯科医		
	医師	歯科医	医師	歯科医	医師	歯科医				
上益城郡	御船町	217,500	217,500					10,000	10,000	
	嘉島町	203,300 ※	203,300 ※					10,000	10,000	※1校につき
	益城町	222,000	222,000					10,000	10,000	
	甲佐町	200,000	200,000					10,000 ※	10,000 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	163,000	163,000					11,000	11,000	※1校につき
八代郡	氷川町	173,500	173,500					2,800	2,800	
葦北郡	芦北町	150,000	120,000					13,700 ※	13,700 ※	※費用弁償は町長が定める額
	津奈木町	150,000	120,000					14,200	14,200	※費用弁償は町長が定める額
球磨郡	錦町	223,380 ※	223,380 ※					6,120	6,120	※1校につき
	あさぎり町	223,380	223,380					6,120	6,120	
	多良木町	223,380	223,380					6,120	6,120	
	湯前町	223,380	223,380					6,120	6,120	
	水上村	223,380	223,380					6,120	6,120	
	相良村						※	※	※	※村長が定める額
	五木村	223,000 ※							16,000 ※	※内科・歯科については、村診療所(人吉医療センター指定管理)で対応。他科目医療については、近隣市町村の医師で対応
	山江村	223,380	223,380					6,120	6,120	
	球磨村	223,380 ※	219,000					10,000	10,000	
天草郡	苓北町	172,000 ※	172,000 ※					1,000	1,000	※一校あたり

(9) 特別職報酬等審議会

(単位：円)

郡・町村名		報 酬 額		費 用 弁 償		備 考
		日 額		( 日 当 額 )		
		会 長	委 員	会 長	委 員	
下 益 城 郡	美 里 町					
玉 名 郡	玉 東 町	5,600 ※1	5,600 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	※1 4時間以内は、半額を支給 ※2 町外2,200円
	和 水 町	5,800	5,600	2,200 ※	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南 関 町	5,600 ※1	5,400 ※1	1,800 ※2	1,800 ※2	※1 4時間以下の場合2分の1の額 ※2 町内600円
	長 洲 町	4,000	4,000	500	500	
菊 池 郡	大 津 町	3,800	3,700	2,200	2,200	
	菊 陽 町	3,800	3,700	2,200	2,200	
阿 蘇 郡	南小国町	3,300 ※	3,300 ※	1,000	1,000	※条例で定めていないその他の非常勤職員の報酬となる
	小 国 町	3,000	3,000	2,000	2,000	
	産 山 村			4,000	4,000	
	高 森 町	5,000	5,000	※	※	※職員の旅費規程に準ずる。
	南阿蘇村	5,000	5,000	2,000	2,000	
	西 原 村	※	※	2,200	2,200	※条例の報酬額の規定はなく、開催に応じて予算の範囲内で支払うことになる

## (9) 特別職報酬等審議会

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額		費 用 弁 償		備 考	
	日 額		( 日 当 額 )			
	会 長	委 員	会 長	委 員		
上益城郡	御船町	4,000	4,000	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	6,300	6,100	2,000	2,000	
	益城町	6,200	6,200	2,200	2,200	
	甲佐町	6,500	6,000	2,000 ※	2,000 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	6,000	6,000	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円
八代郡	氷川町	5,200	5,200	900	900	
葦北郡	芦北町	4,900	4,900	500	500	
	津奈木町	5,500	5,500	500	500	
球磨郡	錦町	5,200 ※1	5,000 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	※1 職務従事が4時間以内の場合、会長2,700円、委員2,500円 ※2 職務従事が4時間以内の場合は500円
	あさぎり町	4,600	4,300	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円
	多良木町	4,200	4,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町	4,600	4,400	1,600	1,600	
	水上村	4,400	4,100	1,600	1,600	
	相良村	4,800	4,600	1,200	1,200	
	五木村	4,700	4,500	1,500 ※	1,500 ※	※必要に応じて村長が任命するため常設していない。費用弁償は5km未満で掲載
	山江村	4,300	4,300	1,700	1,700	
	球磨村	4,300	4,100	1,000	1,000	
天草郡	苓北町	5,700 ※	5,700 ※	1,000	1,000	※会議が半日で終了する場合は、半日額3,000円を支給

(10) スポーツ推進委員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額			費用弁償 (日当額)	備考	
	年額の場合	月額の場合	日額の場合			
下益城郡 美里町	32,300			2,000 ※	※半日の場合1,000円	
玉名郡	玉東町	41,000		1,100 ※	※町外2,200円	
	和水町	40,500		2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外については、定額の2分の1に相当する額。町内1,000円	
	南関町	54,000		1,800 ※	※町内600円	
	長洲町	58,500		500		
菊池郡	大津町	35,100		2,200		
	菊陽町	35,100		2,200		
阿蘇郡	南小国町	27,000		1,000		
	小国町			3,000	2,000	
	産山村			4,000		
	高森町	22,000			※	※職員の旅費規程に準ずる。ただし、県内日当(管内を含む)は2,000円とする。
	南阿蘇村	30,000		2,000		
	西原村	33,000		2,200		

## (10) スポーツ推進委員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額			費用弁償 (日当額)	備考
	年額の場合	月額の場合	日額の場合		
上益城郡	御船町	33,400			1,900 ※ ※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	30,200			2,000
	益城町	38,800			2,200
	甲佐町	35,000			2,000 ※ ※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	40,000			2,200 ※ ※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円
八代郡	氷川町	44,600			900
葦北郡	芦北町			4,900	500
	津奈木町			4,800	500
球磨郡	錦町	48,500			1,000 ※ ※職務従事が4時間以内の場合は500円
	あさぎり町	31,400			1,100 ※ ※人吉市及び球磨郡以外は2,200円
	多良木町	48,500			1,500 ※ ※九州外 2,000円
	湯前町			4,400	1,600
	水上村	29,000			1,600
	相良村			4,600	1,200
	五木村	50,000			1,800 ※ ※自宅から役場までの距離により変動(委員：距離区分の平均値で算出)
	山江村			4,100	1,700
	球磨村	50,000			1,000
大草郡	苓北町	35,000			1,000

(11) 交通指導員

(単位：円)

郡・町村名		支 給 方 法						費用弁償 (日当額)	備 考	
		委託料	助成金	補助金	謝礼	年額の場合	月額の場合			日額の場合
下 益 城 郡	美里町				○	80,000 ※1			2,000 ※2	※1 報償費として支給 ※2 半日の場合1,000円
玉 名 郡	玉東町	○				80,000			1,100 ※	※町外2,200円
	和水町				○	40,000			1,000	
	南関町				○	30,000				
	長洲町			○		150,000 ※				※交通安全協会支部補助金として
菊 池 郡	大津町				○	71,700				
	菊陽町				○	38,700			2,200	
阿 蘇 郡	南小国町	○				35,000			1,000	
	小国町				○	40,000				
	産山村				○	20,000			1,000	
	高森町	○						1,000		※職員の旅費規程に準ずる。ただし、県内(管内を含む)は2,000円とする。
	南阿蘇村		○			63,000			1,000	
	西原村	○				54,000				

## (11) 交通指導員

(単位：円)

郡・町村名	支				給			費用弁償 (日当額)	備	考
	委託料	助成金	補助金	謝礼	年額の場合	月額の場合	日額の場合			
上益城郡	御船町	○				72,000				諸経費(イベント等勤務等1回につき)2,000円
	嘉島町	○				66,000			2,000	
	益城町	○					13,100 ※1		2,200 ※2	※1 委託料として6か月分を年2回支払い ※2 公務のため会議に出席したときは日当2,000円を支給
	甲佐町	○				45,000			2,000 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	○					※			※業務委託 隊長82,900円、副隊長73,700~74,700円、支部長62,700~64,500円、委員52,600~55,000円
八代郡	氷川町				○	76,000			900	
葦北郡	芦北町				○	51,900			500	
	津奈木町				○	72,000			500	
球磨郡	錦町				○			6,000 ※1	1,000 ※2	※1 ふるさと祭り6,000円、球磨一周駅伝及び分館対抗駅伝3,000円。その他は費用弁償のみ支給。 ※2 パトロール及び交通安全教室1回500円
	あさぎり町	○				30,300 ※1			1,100 ※2	※1 支部長 35,200円 ※2 人吉市及び球磨郡以外は2,200円
	多良木町	○				34,000				1回の活動につき1,500円、県外への研修参加16,000円を加算
	湯前町				○			4,400 ※	1,600	※1 会長 4,600円
	水上村				○	85,000			2,000	街頭指導1,200円
	相良村				○	1,000,000 ※				※人吉地区交通安全協会相良支部運営補助金
	五木村				○	49,000			1,800 ※	※自宅から役場までの距離により変動
	山江村	○				99,000				
球磨村	○				1,000,000 ※				※交通安全協会へ業務委託	
天草郡	苓北町					37,000 ※			1,000	※指導員報酬として支給